

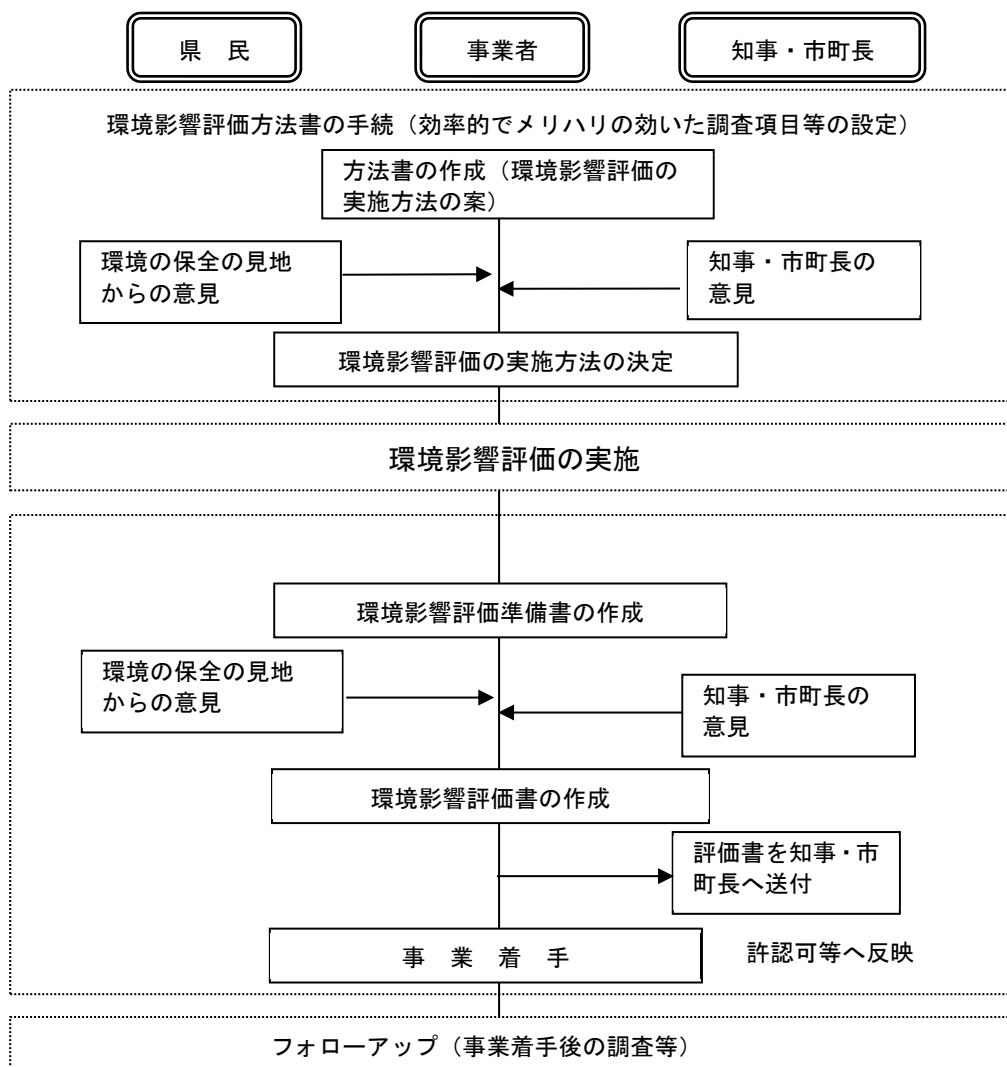
第3款 環境配慮の仕組みづくり

1 アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進

【現状と課題】

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施前に、その環境影響について予測及び評価を行い、結果を公表し、住民の意見を聴くなどして十分な環境保全対策を講じる必要があります。「環境影響評価法」⁶や「環境影響評価に関する条例」では、一定規模以上の事業について、環境影響評価書等の作成・公告縦覧や住民等の意見聴取等の手続について規定しています。

図表 5-3-1 環境影響評価に関する条例の手続の流れ



資料：県環境保全課

なお、「環境影響評価法」については、法施行後10年を経過したことから、これまでの施行状況を踏まえた見直しが行われ、事業の計画段階における配慮事項の検討（配慮書）や、方法書段階での説明会の義務化などが規定されています。（平成25年4月1日施行）

⁶ 環境影響評価：大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続のこと。

【取組状況】

(1) 法や条例に基づく適切なアセスメント手続の実施

ア 環境影響評価法・条例に基づく手続 [環境保全課]

「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業について、適切な環境影響評価が実施されるよう審査、指導しています。

また、手続終了事業については、「環境影響評価に関する条例」及び「環境影響評価に係る事後指導実施要領」に基づき、事後調査の実施状況を調査しています。

【平成 29 年度実績】福山市において計画されている火力発電所の設備の更新について法に基づく準備書手続を実施。北広島町において計画されている風力発電所の設置について法に基づく配慮書手続を実施。

手続終了後の事業に対する事後調査については、3件について報告を求め、実施状況の確認等を実施。

環境影響評価制度の対象とならない都市計画区域での開発行為、公有水面の埋立等に対して、知事の許認可に際し、環境の保全状況について審査。

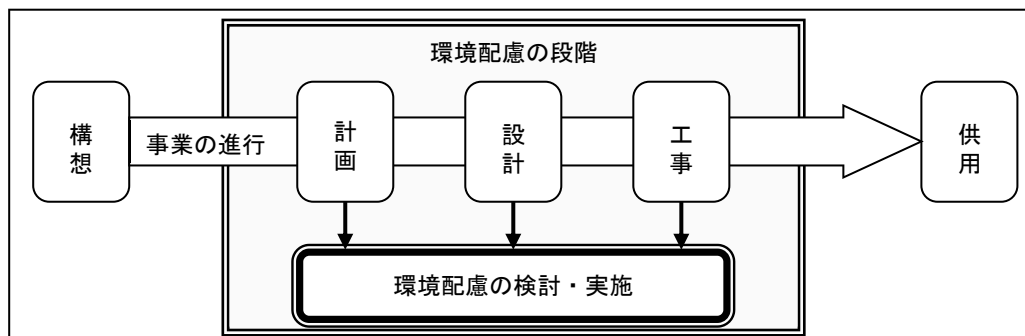
【平成 30 年度内容】引き続き、環境影響評価対象事業に対して、適切な環境影響評価が実施されるよう審査・指導するとともに、手続終了後の事後調査や環境への影響に関する審査を実施。

(2) 公共事業における環境配慮の推進

ア 公共事業における環境配慮の推進 [環境保全課]

県の公共事業における環境配慮を推進するため、「県環境配慮推進要綱」に基づき、事業の計画段階から工事段階に至る、環境配慮の推進に努めています。《県公共事業における環境配慮の状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 5-3-2 県公共事業における環境配慮の流れ



資料：県環境保全課

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】計画・設計工事段階で環境配慮チェック表を作成（平成 29 年度実績：大・中規模事業 29 件）。

環境配慮の仕組みづくり

2 県民・事業者による環境負荷の低減

【現状と課題】

環境負荷の低減に向け、企業等の自主的な取組が求められています。そのため、中小企業向け環境マネジメントシステム⁷であるエコアクション21⁸等のほか、ISO14001⁹の取得促進を図っています。

図表 5-3-3 県内中小企業向け環境マネジメントシステム（エコアクション21）取得事業所数

年 度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
取 得 事 業 所 数	19	19	10	17	9	10	4
累 計	165	176	166	160	156	150	150

資料：県環境政策課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	環境マネジメントシステム等セミナー終了事業所数（累計）	団体	33	159	200 (H32)	117	135.9%	目標以上 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）環境にやさしい事業活動の普及促進

ア エコアクション21等取得の促進（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

県内の事業者等を対象に中小企業向け環境マネジメントシステムの導入を促進するためのセミナーを開催しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】普及啓発セミナーを開催。

<セミナーの開催による普及啓発>

指標項目	H26	H27	H28	H29
セミナー終了事業所数（累計）	33	52	102	159

7 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan）、②これを実行、記録し（Do）、③その実行状況を点検して（Check）、④方針等を見直す（Act）一連の手続き。

8 エコアクション21：ISO規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組み易い環境マネジメントシステム。

9 ISO14001：「国際標準化機構」（International Organization for Standardization）が正式名称。1996年に発行されたISO14001は、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善が継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格。

イ 融資制度等による支援

(ア) 中小企業高度化資金貸付制度 [経営革新課]

中小企業が協同組合等を組織して、共同で公害防止施設を設置する場合、貸付条件を優遇しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】貸付条件は次のとおり（平成29年度は実績なし。）。

図表 5-3-4 貸付条件（平成30年4月1日）

区 分	一般の高度化事業	共同公害防止事業
貸付限度額	貸付対象施設の設置資金の80%以内	
貸付利率	年0.50%	無利子
償還期間	20年以内（うち据置期間3年以内）	

資料：県経営革新課

(イ) 農業近代化資金制度 [就農支援課]

農業生産等に伴う環境負荷の低減を図るため、家畜ふん尿処理施設や堆肥舎等を設置する場合、資金の融資を行っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】融資条件は次のとおり（平成29年度は実績なし。）。

図表 5-3-5 融資条件（平成30年4月1日）

貸付限度額	個人：1,800万円，法人2億円，農協等15億円（所要資金の80%以内） [認定農業者の特例の場合] 個人：1,800万円，法人3,600万円（所要資金の100%以内）
貸付利率	年0.30% [認定農業者の特例の場合] 年0.20%～0.25%（償還期間13年以下～15年以下）
償還期間	15年以内（うち据置期間3年以内） [認定農業者の特例の場合] 15年以内（うち据置期間7年以内）

資料：県就農支援課

(2) 環境に配慮した物品等の購入

ア 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

県産材の消費拡大を図るため、県産材を使用した木造建築物を建築する場合に、その金額の一部を助成しています。

【平成29年度実績】住宅1,700戸に対し、総額73,871千円（平均4.3万円/戸）を助成。

【平成30年度内容】使用した県産材の材積に応じて m^3 あたり4.5千円を助成。

3 県自らの率先行動

【現状と課題】

県は、環境の保全に関する各種施策を推進する行政主体であると同時に、県内の社会経済活動における一事業者、一消費者としても大きな位置を占めています。

こうした立場から、「県地球温暖化対策実行計画」(H29～32)、「県自動車使用合理化計画」及び「県グリーン購入方針」¹⁰により、省エネルギー・省資源行動へ取り組み、環境への負荷の軽減を図るよう努めています。

平成29年度の県の事務事業で排出される温室効果ガスは、6年間で7.4%の削減となり、年平均1%以上の削減目標を達成しました。また、平成29年度のグリーン購入の調達実績は、7分野で95%以上の調達割合となっています。環境物品の購入が更なる環境物品の普及を促進していく好循環を作るために、グリーン購入の着実な取組を更に進めていく必要があります。

調査・研究分野では、産業技術や保健・環境に関する総合的な試験研究に取り組むとともに、研究成果の技術移転を推進する目的で設立した総合技術研究所や、県立広島大学において、多様な環境問題についての研究を行っています。

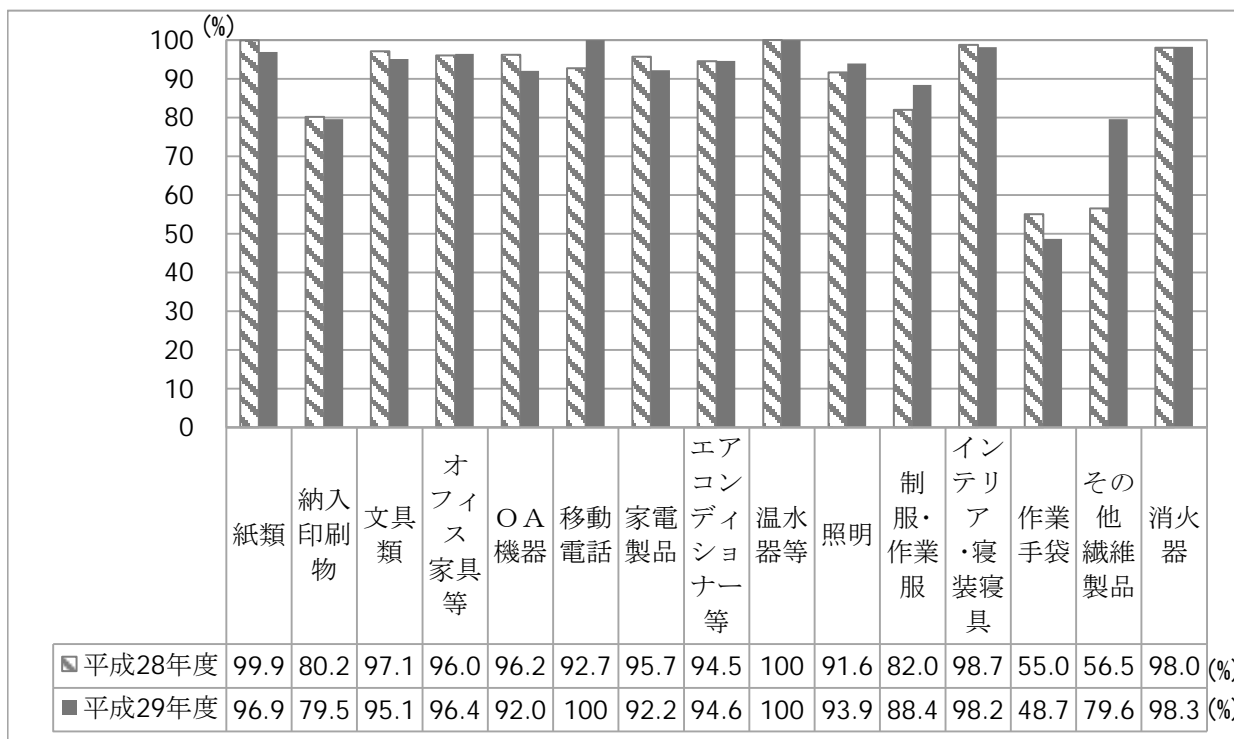
今後も、複雑化・多様化する環境問題に適切に対応した調査・研究を推進する必要があります。

図表 5-3-6 県地球温暖化対策実行計画

項目	単位	基準年度 (平成23年度)	平成29年度(速報値)		【参考】 目標 (H32)
				基準年度比	
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	42,433	39,303	92.6%	38,614

資料：県環境政策課

図表 5-3-7 グリーン購入調達率実績



資料：県環境政策課

10 県グリーン購入方針：環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため、策定している。
(参考：県ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-b5-green-index-h23.html>)

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	県のグリーン購入調 達率	%	91.4	91.5	100 (H29)	95.7	95.6%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 温室効果ガス削減行動

ア 県地球温暖化対策実行計画の推進 [環境政策課]

地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき策定した実行計画の趣旨を踏まえ、県の事務及び事業から排出される温室効果ガスの抑制や省資源・省エネルギーなどの環境に配慮した取組を推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】 庁舎の電気使用量、公用車の燃費等を重点取組とした省エネ対策の推進による温室効果ガスの削減行動を推進。

イ 太田川流域下水道建設事業 [下水道公園課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、東部浄化センターにおいて下水の処理工程で発生する消化ガスを利用した発電設備を設置しています。

この発電設備は、下水道普及率の向上による消化ガスの増加に併せて順次、増設を計画しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】 消化ガス発電により、平成29年度は2,139千kWhを発電し、約1,500トンの二酸化炭素排出量を削減。

ウ 工業用水道事業・水道用水供給事業 [水道課]

二酸化炭素排出削減のために、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を設置しています。

【平成29年度実績】 沼田川工業用水道事業惣定配水池に設置（平成14年度）した太陽光発電設備により、1,616kWhを発電し、約1.1トンの二酸化炭素排出量を削減。また、沼田川水道用水供給事業宮浦浄水場に設置（平成20年度）したマイクロ水力発電設備により、328,010kWhを発電し、約226.7トンの二酸化炭素排出量を削減。

【平成30年度内容】 引き続き、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を運転し、二酸化炭素排出量を削減。

エ 芦田川流域下水道管理事業 [下水道公園課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、芦田川浄化センターにおいて、下水の処理工程で発生する汚泥を石炭等代替燃料として利用可能とする汚泥固形燃料化施設を設置しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】 平成29年1月供用開始。汚泥固形燃料化施設により、平成29年度は19,136トンの固形燃料化物を製造し、約4,640トン二酸化炭素排出量を削減。

オ 県立広島病院天然ガスコージェネレーション¹¹設置事業 [県立病院課]

発電効率の高い天然ガスミラーサイクルガスエンジンコージェネレーションシステムを設置し、発電することで、商用電力の電力負荷の平準化を図っています。また、排熱を既設の蒸気ヘッダーに投入し、蒸気ボイラー用燃料を削減することにより、二酸化炭素や硫黄酸化物排出量の削減も図られています。

【平成29年度実績】天然ガスコージェネレーションシステムにより、二酸化炭素や硫黄酸化物の排出量を削減。(742.9MWhを発電し、166.6トンの二酸化炭素及び111.4kgの硫黄酸化物の排出量を削減。平成29年度をもって事業終了。)

※ 関連事業：生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 (P12)

(2) 環境配慮率先行動

ア グリーン購入の推進 [環境政策課]

「県グリーン購入方針」に基づき、物品等の購入に当たって、価格や品質、利便性といった従来の基準だけでなく、環境負荷の低減を判断基準とすることとし、県が率先してグリーン購入を進めることにより、県民・事業者等に対するグリーン購入の普及促進や環境物品等への需要の転換を促進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】文具類、紙類など21分野273品目について調達 of 具体的な判断基準を定めるとともに、16分野に調達目標を設定し、環境物品の優先的な購入を推進。

※ 関連事業：リサイクル製品使用促進事業 (P99)

イ 農業農村整備事業 [農業基盤課]

市町毎に田園環境整備マスタープランを作成し、これを踏まえた事業計画の策定や、「県農村環境情報協議会」での意見交換・情報収集を行い、環境との調和に配慮した農村空間整備を行っています。

【平成29年度実績】農業農村整備事業計画地区において「県農村環境情報協議会」での意見交換を踏まえ、環境配慮工法等を検討。

【平成30年度内容】引き続き、県農村環境情報協議会と連携を図りながら、県環境配慮推進要綱に基づき環境との調和を図った整備を推進。

(3) 県による調査・研究の推進

ア 県立広島大学における研究 [大学教育振興担当]

行政、企業及び試験研究機関等と連携して、新たな技術を開発し、環境負荷の少ない製品やシステムを社会に普及していくことによって、持続可能な循環型社会の構築に貢献します。

【平成29年度実績】地域の農業生産の効率化や六次産業（加工食品）の模索などの地域産業の課題や、循環資源である廃棄物と地域資源の利活用などの課題解決を図るため、地域連携センターとの連携のもと、それぞれの地域のニーズに対応した研究を推進し、その成果を地域に還元するとともに、行政及び地域の企業との共同研究や特許出願等を実施。

【平成30年度内容】平成29年度に引き続き、地域の農業生産の効率化や六次産業（加工食品）の育成など地域産業の活性化や、地域の環境問題、循環資源と廃棄物、地域資源の評価・利活用などの課題解決を図るため、地域連携センターと連携した研究を推進する。地域のニーズとのマッチングを図るため、教員のシーズの積極的な発信や、大学が所有する各種分析機器等の活用について広報を実施。

¹¹ コージェネレーションシステム：熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称であり、国内では「コージェネ」又は「熱電併給」と呼ばれる。

(4) 研究成果の利用促進

ア 調査・研究等の成果の公表（研究成果移転促進事業） [研究開発課]

【平成 29 年度実績】

項 目		内 容	担当センター
低炭素社会の構築	LCA ¹² 導入促進	LCAの普及に向けた企業等への技術移転, 啓発活動に取り組みました。	保健環境センター
	特殊LED照明開発プロジェクト	LED照明技術を活用した中小企業の応用製品の開発支援に取り組みました。	東部工業技術センター 畜産技術センター
		LED防蛾ランプに係る技術実証に取り組むとともに, 新技術セミナー等の講習会を通じて, 当該ランプの価値を広くPRしました。	農業技術センター

【平成 30 年度内容】

項 目		内 容	担当センター
低炭素社会の構築	LED照明技術に係る共同研究	LED照明技術を活用した中小企業の応用製品の開発支援に取り組みます。	東部工業技術センター 農業技術センター 畜産技術センター

<LCA 導入支援企業数>

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29
支援企業数	26	5	10	6	2

12 LCA : 対象とする製品やサービスに関する資源の採取から製造, 使用, 廃棄, 輸送などライフサイクル全体の環境影響を定期的に評価する手法。